

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十二号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第一条 地方独立行政法人埼玉県立病院機構(次条において「病院機構」という。)に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下この条及び次条において「法」という。)第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第二条 病院機構に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、適正な見積価格)が七千万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。